

○再免許申請について

免許の有効期間満了後も引き続きアマチュア局を運用したい場合は、再免許手続きを行い、さらに5年間の免許を受けることができます。

**再免許の受付期間は、免許の有効期間満了の
1年前から1か月前までです。**

※ 1か月を切ってしまった場合は、廃止・新設手続又は免許申請を行ってください。詳しくは「廃止・新設手続」の案内を御覧ください。

※ 受付期間が土日祝日及び年末年始の閑日と重なった場合は、翌閑日日まで期限が延長されます。

※ 免許が失効してしまった場合は、再免許申請はできません。 無線局を運用するためには、もう一度、免許申請の手続きを行う必要があります。

<免許状送付用封筒（返信用封筒）について>

- 再免許になると無線局免許状が発給されます。
- 郵送を希望される場合は「免許状送付用封筒（返信用封筒）」が必要となります。
※電波法施行規則第51条の9の3により、免許状等の送付に関する費用は申請者負担となっております。
書面による申請の場合、料金受取人払いにはできません。なお、免許状は信書に該当します。
- なるべく、定形郵便用長形3号（A4用紙が3つ折りで封入できる大きさ）以上の封筒に、住所、氏名を表面に記載して、その封筒の大きさの規定の郵便料金分の切手を貼付した上で、当局へ申請書類とともに送付していただきますようお願いいたします。なお、無線局免許状のサイズは一部を除いてA5版（A4用紙の半分）となります。

申請書提出先：免許状の発給を受けた総合通信局等へ提出してください。

（信越総合通信局へ提出する場合は、以下↓を点で切り離して封筒に貼付けると便利です。）

380-8795

長野市旭町1108
長野第一合同庁舎

信越総合通信局
無線通信部陸上課 行

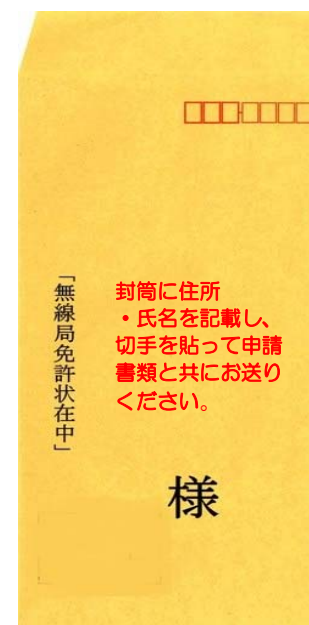
「アマチュア局再免許申請書在中」

<返信用封筒に貼付する切手>

定形封筒 82円

定形外封筒 120円

速達、簡易書留、特定記録等の特殊扱いを希望される場合は、規定料金分の切手を貼り、封筒にその旨を表記してください。料金不足の場合は普通郵便等で発送します。



↑ 免許状等送付用封筒

無線局免許（再免許）申請書

年 月 日

信越総合通信局長 殿

収入印紙貼付欄 【アマチュア局】 一律 3,050円 ※収入印紙に割印、消印はしないこと。 ※収入印紙は印紙がそれぞれ重ならない様に貼付すること。 なお、本欄に貼付しきれない場合は本申請書余白に貼付のこと。 ※収入印紙が規定額より多い場合は、欄外に「〇〇円過納承諾」と記入し捺印してください。
--

- 電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
- 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

記

1 申請者

住 所	都道府県一市区町村コード []
	〒 (-)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ：
	印

2 電波法第5条に規定する欠格事由

有 無

3 免許又は再免許に関する事項

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 (1局)
② 識別信号	コールサイン：
③ 免許の番号	信 A 第 号
④ 免許の年月日	年 月 日
⑤ 希望する免許の有効期間	年 月 日
⑥ 備考	

4 電波利用料

① 電波利用料の前納

電波利用料の前納の申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します。 <input type="checkbox"/> その他 (年)

② 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）

1の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (-)
部署名	フリガナ:

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ:
電話番号	
電子メールアドレス	



無線局免許（再免許）申請書

提出（郵送）される日を記入してください

平成 31 年 1 月 7 日

信越総合通信局長 殿

提出先に応じて変更してください

申請手数料ちょうどの収入印紙がなく、過納される場合は、余白部に「〇〇円過納承諾」と記入し押印してください

50円過納承諾印
(過納の場合のみ)

収入印紙貼付欄

【アマチュア局】

一律 3,050円

※収入印紙に割印、消印はしないこと。

※収入印紙は印紙がそれぞれ重ならない様に貼付すること。

なお、本欄に貼付しきれない場合は本申請書余白に貼付のこと

※収入印紙が規定額より多い場合は、欄外に「〇〇円過納承諾」と記入し捺印してください。

規定額の収入印紙（郵便局等で購入できます）を重ならないように貼付してください。貼付後消印・割印はしないで下さい。県の収入証紙、切手等は使用できません。

- 電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
- 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

記

コードがわからない場合は記載不要です

1 申請者

住所	都道府県—市区町村コード [20-201]
	〒 (380 - 0846)
	長野県長野市旭町1108
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ: シンエツ タロウ
	信越 太郎

2 電波法第5条に規定する欠格事由

有 無

欠格事由の有無をチェックしてください

免許人名（社団の場合は代表者名）が自筆の場合は捺印省略することができます。自筆以外の場合は必ず捺印してください。（印章を赤インクでプリントした物は無効です）

3 免許又は再免許に関する事項

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 (1局)
② 識別信号	コールサイン: JSOABC
③ 免許の番号	信 A 第 1234567 号
④ 免許の年月日	平成 年 月 日
⑤ 希望する免許の有効期間	平成 年 月 日
⑥ 備考	

②～④は無線局免許状（J-ライセンス）が書いてあるものに記載されている
・識別信号（J-ライセンス）
・免許の番号
・免許の年月日
を記載してください。免許の年月日については、本件再免許後の日付ではありません。ご注意ください。

「希望する場合のみ」記入して下さい。（それ以外は空欄にしてください）
記入しなければ最長の5年間となります

4 電波利用料

① 電波利用料の前納

前納を希望する場合は、「有」にチェックし、前納に係る期間を選択してください。

電波利用料の前納の申出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
電波利用料の前納に係る期間	<input checked="" type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します。 <input type="checkbox"/> その他 (年)

② 電波利用料納入告知書送付先 (法人の場合に限る。)

アマチュア局は個人の運用であるため、記載不要です。
”申請者 (免許人) 住所 = 納入告知書送付先”

1の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (-)
部署名	フリガナ:

5 届出の内容に関する連絡先

担当者から連絡することがありますので、平日の昼間に連絡が取れる電話番号等を記入してください (※社団局・個人局問わず記載してください)

所属、氏名	フリガナ: シンエツ タロウ
	信越 太郎
電話番号	026 - 234 - * * * *
電子メールアドレス	***** @ ***** . ** . jp

提出前の再チェック！

OK?

書類	項目	チェック内容	☑	解説
申請書	収入印紙	郵便局等で購入した収入印紙（日本政府と表示があるもの）を貼っていますか？	<input type="checkbox"/>	都道府県発行の収入 証紙 や切手では受付できません。また、割印はしないでください。領収書、契約書で一度使用した収入印紙も無効です。
	収入印紙	規定額どおりであり、剥がれないように貼ってありますか？	<input type="checkbox"/>	規定額より多い場合は、「〇〇円過納承諾」の記載・押印をしてください。収入印紙は、できるだけ水を用いて剥がれないように貼ってください。
	提出先名	設置場所、常置場所を管轄する総合通信局長等になっていますか？	<input type="checkbox"/>	住所に関係なく、設置場所・常置場所を管轄する 総合通信局長 等に申請する事になります。
	住所	申請書の住所と無線局事項書の住所は同じですか？	<input type="checkbox"/>	異なる場合は、確認の御連絡をさせていただきか、返送させていただきます。
無線局事項書	4 欠格事由欄	チェックは入っていますか？	<input type="checkbox"/>	電波法に違反し罰金以上の刑に処され、その執行を終わり又はその執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者など電波法第5条の欠格事由に該当する場合は「有」に☑を入れてください。
	8 無線従事者免許証番号欄	写真付きの無線従事者免許証の番号を記入していますか？	<input type="checkbox"/>	過去に免許を受けていたアマチュア局の免許番号（信A第〇〇〇〇号）ではなく、「BAEN9876」のように無線従事者の 免許証番号 を記入してください。
	11 無線設備の設置場所又は常置場所欄	住所と常置場所等が異なる場合は、それぞれに記入していますか？	<input type="checkbox"/>	上段の申請者住所と同じ場合は記載不要です。住所が設置場所・常置場所として登録されます。
	12 移動範囲	チェックは入っていますか？	<input type="checkbox"/>	必ず チェック を入れてください。50Wを超える無線局は「移動しない」チェックを入れてください。
	13 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	第4級アマチュア無線技士なのに「3VF」「2HA」など4以外の数字で始まる電波の型式にチェックしていませんか？	<input type="checkbox"/>	4で始まる電波型式記載コードは4アマ以上、3で始まる電波型式記載コードは3アマ以上、2で始まる電波型式記載コードは2アマ以上で希望できます。
	13 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	周波数や空中線電力は開局する設備と合っていますか？	<input type="checkbox"/>	5W機なのに20Wの記入や144MHzのみの無線機なのに430MHzにもチェックがある等の間違いが見られます。再度確認してください。
15 備考	旧コールサイン希望の場合は、備考欄に「旧コールサイン希望JSOABC」のように朱書きしていますか？	<input type="checkbox"/>	前免許失効等から6か月以上経過している場合は、旧コールサインを証明する書類の添付もお忘れなく。	
工事設計書	16 工事設計書	技術基準適合証明設備の場合、証明番号は正しく記載されていますか？お手元の無線機で再度確認してください。	<input type="checkbox"/>	「O」が1つ多い・少ない例や「U」と「V」の間違いなどがあります。ラベルどおり正確に記入してください。既に開局している方から譲り受ける場合で、その局の設備となっている場合は、その方に撤去の手続きをするよう依頼してください。
	16 工事設計書	お手元に用意されているか、用意する予定の無線設備を記入していますか？	<input type="checkbox"/>	自局の無線設備として用意する予定のない、架空の無線機の工事設計を記入することはできません。全周波数が指定された免許を受けるために架空の無線設備を記入せず、増設・変更の場合は、その都度手続きをしてください。
	16 工事設計書	その他の工事設計「電波法第3章に規定する条件に合致する。」にチェックは入っていますか？	<input type="checkbox"/>	「電波法第3章」では、無線設備の条件などを定めています。電波法に合致する設備である場合は、忘れないでチェックをしてください。
添付書類	電波利用料前納申出書	電波利用料の前納（まとめ払い）を希望する場合は、申請書に併せて電波利用料前納申出書を提出してください。	<input type="checkbox"/>	申出日、免許番号等は、未記入のままお送りください。
	旧コールサイン証明書類	以前開局していたアマチュア局のコールサインを希望する場合は証明書類を提出してください。	<input type="checkbox"/>	前の免許が失効してから6か月以内の場合は不要です。詳しくは「旧コールサインの復活について」のシートをご覧ください。
	社団(クラブ)局に関する書類	社団でアマチュア局を開局する場合には、その社団の定款、構成員名簿を添付してください。	<input type="checkbox"/>	当局ホームページの「各種申請様式」に一例がありますので参考にしてください。
	開設同意書	常置場所・設置場所が住所と異なる場合は、開設する場所を所有する者の開設同意書を添付してください。	<input type="checkbox"/>	当局ホームページの「各種申請様式」に一例がありますので参考にしてください。
必要な項目はすべて☑OK!でしたでしょうか？				
内容物確認	免許申請書、無線局事項書、工事設計書、返信用封筒（切手貼付）、その他必要な書類はそろっていますか？		<input type="checkbox"/>	免許状送付用の封筒には、送付先の住所、氏名の記入と規定額の切手を貼付してください。
提出先	提出先は、総合通信局等でしょうか？ 日本アマチュア無線振興協会（JARL）又はTSSでしょうか？		<input type="checkbox"/>	技術基準適合証明番号等のない無線設備（IBJARL登録機種を含む）は保証機関による無線設備の保証が必要です。この場合は、保証願書を添えて一般財団法人日本アマチュア無線振興協会又はTSS株式会社へ送付してください。
<p>郵便料金が不足がないよう確認をして、郵便か信書便で送付してください。</p> <p>（信書に該当しますので、メール便等では送れません）</p> <p>※直接提出される方は、平日の8時30分から12時、13時から17時15分の間にお越しください。</p>				

※担当者からのお願い・申請書に収入印紙をのりで貼る場合は、十分乾いてから折りたたんで、封筒に入れてください。はみ出たのりで申請書が貼り付き、開けない事があります。
 ・返信用封筒は、折りたたんで入れてください。同じ大きさの提出用の封筒にそのまま無理に入れると、開封時に返信用封筒を破損してしまう事があります。
 ・無線局事項書の電話番号欄に記入した番号以外に、屋間の時間帯に連絡の取りやすい電話番号がある場合は、備考欄に記入してください。